

## 都市計画法施行規則第60条 開発行為又は建築等に関する証明書

(建築基準法の確認申請を民間確認検査機構に提出する場合) 提出部数: 1部 手数料: 300円

### 1 添付書類

番号	図 書	内 容
1	開発行為又は建築に関する証明書交付請求書	地番については土地登記簿の地名地番を全筆記載すること 建築面積、延べ面積及び建築物の用途及び構造は既存(申請以外の部分)を含めた内容を記載すること
2	都市計画法の規定に適合していることを証明する書類	<p>【市街化調整区域の場合】(次のいずれか)</p> <p>①建築主が農業経営者であり、世帯員全員の住居の用に供する一戸建て住宅又は農業用建築物の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営主耕作面積証明書(総経営農地 1,000 m<sup>2</sup>以上必要) - 原本</li> <li>・農家基本台帳</li> <li>・農業経営に関する書類</li> </ul> <p>②法施行(昭和45年9月1日)前からの建築物の建替の場合 (ただし、敷地拡張、用途変更、延床面積1.5倍超の増築を除く)</p> <p>い ず れ か 又 は 複 数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法施行前からの建築物の全部事項証明書(登記簿謄本) - 原本</li> <li>・ " の建築物の課税証明書 - 原本</li> <li>・ " の申請地居住者の住民票(住宅のみ) - 原本</li> <li>・法施行時の延床面積の1.5倍を超えない旨の資料(住宅を除く)</li> </ul> <p>③過去に開発又は建築許可を受けた区域における建替の場合 (ただし、敷地拡張、用途変更、延床面積1.5倍超の増築を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発又は建築許可証の写し</li> <li>・許可時の延床面積の1.5倍を超えない旨の資料(住宅を除く)</li> </ul> <p>【市街化区域の場合】(次のいずれか)</p> <p>①市街化区域の宅地で開発行為を伴わない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の全部事項証明書(登記簿謄本)及び更正図 - 原本</li> <li>・1m以上の切土・盛土を行なわない旨の記載</li> </ul> <p>②過去に開発許可を受けた区域における建築の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発許可証の写し</li> </ul>
3	建築確認申請	民間確認検査機構に提出する確認申請の1~3面 ※付属建築物の建築が含まれている場合は4面も合わせて添付すること

### 2 添付図面

設計図面は、作成した者が記名すること

番号	図 面	明示すべき事項	備 考
1	位置図	建築場所を記載した図面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法 41 条指定地区は、指定内容に対する検討結果を記載すること</li> <li>・屋根雪の処理について記載すること(落雪式の場合、手続きの実施状況を記載すること)</li> </ul>
2	敷地求積図	敷地面積の算出式を明示すること	
3	配置図	建築物の配置がわかる図面 敷地内の四隅等主な地点の現況地盤高と計画地盤高を記載すること	
4	予定建築物等の設計図	予定建築物等の各階平面図、立面図(2面以上とする)及び建築面積、延べ面積の算出式を明示すること	